

新中地第477号
令和4年3月18日

中央区自治協議会会長
佐藤 雅之 様

新潟市長 中原 八一
(担当 中央区地域課)

(仮称) 山潟コミュニティハウスの整備について

(意見聴取)

新潟市区自治協議会条例（平成18年条例第74号）第7条第1項第2号の規定により、下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

- 1 (仮称) 山潟コミュニティハウスの整備について

(仮称) 山潟コミュニティハウスの整備について (意見聴取)

山潟中学校区は市内で唯一、市有のコミュニティ施設が無いことから、かねてより山潟地区コミュニティ協議会より市有施設の整備について要望が出されていましたが、この度、本市として整備方針を決定しましたので下記のとおりお知らせします。

1. 整備概要

施設	(仮称) 山潟コミュニティハウス
場所	新潟市中央区山二ツ字新田前1-1 (新潟市立山潟中学校 敷地内)
規模	敷地面積：約 1,300 m ² 延床面積：約 500 m ²
機能	ホール、会議室、フリースペース、コミ協事務室 など
整備スケジュール	令和4年度 基本・実施設計および敷地内準備工事 令和5年度 施設建築工事 令和6年度 供用開始

2. 整備に至るまでの経緯

- 山潟中学校区は市内唯一の市有コミュニティ施設未設置地区であり、地域のコミュニティ施設として以前より山潟会館（弥彦村所有）を利用していた。
- 山潟会館の老朽化に伴い、所有者側による施設の修繕対応が難しくなっていた。
- 山潟地区コミュニティ協議会は市有のコミュニティ施設の整備について、長年にわたる地元勉強会・要望を行ってきた。
- 整備地として地元コミ協は山潟中学校の近隣での整備を希望していたこともあり、中学校敷地の一部に整備することを教育委員会、中学校に説明し、理解を得られたため、新たにコミュニティ施設を整備することとした。

3. 位置図



山潟中学校配置図

